#### 有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 令和2年7月1日

#### 1 事業主体概要

· 并不上下例及	
事業主体名	スミリンフィルケア株式会社
代表者名	代表取締役 間庭 和夫
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
電話番号/FAX番号	電話 03-5909-8750 / FAX 03-3340-8120
ホームページアドレス	https://www.fillcare.co.jp
資本金(基本財産)	1億円
主な出資者(出捐者)とそ	住友林業株式会社
の金額又は比率 ※1	<b>上</b> 次你来你八云位
設立年月日	平成16年5月6日
直近の事業収支決算額 ※2	(収益)2,523百万円 (費用)2,558百万円 (損益)▲35百万円
会計監査人との契約	無 ・ 有 ( )
他の主な事業	通所介護

- ※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。
- ※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

# 2 施設概要

施設名		エスペラン	ランサ川崎		
	類型		1 介護付(一般型・外部サービス利用型)		
			2 住宅型 3 健康型		
	  居住の権利	形能	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式		
	古工マノ作曲作り	心思	3 終身建物賃貸借方式		
施設の類型	入居時の要	( <i>t</i> +:	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護		
及び表示事			4 自立・要支援・要介護		
項			1 指定介護保険特定施設		
			(番号1475001663、指定年月日 平成19年7月1日)		
	介護保険		介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域		
			密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型)		
			2 介護保険在宅サービス利用可		
	居室区分		1 全室個室 (夫婦等居室含む) 2 相部屋あり		

						アンサ川崎	
	介護に関わる職員体制		2.5:1以上 要介護認定を受けている方に対して、現在及び将来 にわたって、要介護者2.5人に対して職員1人以上の 割合(年度ごとの平均値)で介護に当たります。こ れは介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの 職員配置基準(3:1以上)を上回る手厚い体制であ り、保険外に別途費用を受領できるとされています 。 なお、職員配置基準は、非常勤職員を常勤職員に 換算する方式で行います。また常時要介護者2.5人に				
	提携ホーム		職員が1人お世話す 1 提携ホーム利用 営する施設へ住みを 2 提携ホーム移行	可(入居者の 替えができる	の希望により当		
開設年月日		平成19年7月	1 🗄				
施設の管理者	·氏名	加藤 信彦	•				
所在地	<b>►</b> V~H						
電話番号		044-244-930					
型品番号 交通の便 ※	9			0 m)			
次地の使 ※・ホームページア							
ホームページ)	r v A		fillcare.co.jp f有 · 借地				
敷地概要 ※	4	(借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 年 月 日~ 年 月 日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有 敷地面積 404.48㎡					
建物概要		権利形態 所有 ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 平成19年6月29日~平成39年6月28日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下-階 地上7階建(耐火・準耐火・その他) 延床面積 1,802.00㎡(うち有料老人ホーム1,802.00㎡) 建築年月日 平成19年6月29日建築 改築年月日 年月 日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他()				<u>1</u> )	
居室、一時介	護室の概要	居室総数(内訳) 居室 日宇介護	居室定員 個 室 うち2人定員 2人部屋 (相部屋) 人部屋 (相部屋)	室数       40人(一時       室数       40室       -室       -室       -室       -室       -室       -室       -室       -室	京介護室を除く)     面    積     16.13㎡~16.          m²~          m²~          m²~          m²~          m²~          m²~          m²~	본	

	1		T			ヘフンサ川崎
			設置階		. (	$32.86\mathrm{m}^2$ )
	食堂			5階	. (	$32.86\mathrm{m}^2$ )
			※両階と	も機能訓練	[コーナー	一兼用
			設置階	2階	( 2	22. 34 m²)
	浴室	一般浴槽		3階	(個浴	$3.20\mathrm{m}^2$ )
				6階	(個浴	$3.20\mathrm{m}^2$ )
	)/-> c	リフト浴	設置階	_	(	m²)
	浴室		設置階	2階	(	8. 00 m <sup>2</sup> )
	(介護浴	ストレッチャー浴	一般浴槽	と同一場所	所に設置	亡(カーテン
	槽)		での仕切	りあり)		
	便所		設置箇所	各居室、1	. 4 . 5	階に共用
	洗面設備		設置箇所	各居室、1	. 4 . 5	階に共用
	医務室(健	康管理室)	設置階	2階	(	16. 65 m²)
( (	談話室		設置階	7階	(	11. 10 m²)
共用施設・設備の概要(	面談室		-	7階	(	11. 10 m²)
設置箇所、面積、設備の	事務室			 1階	· ·	·
整備状況等)	洗濯室			2階	(	8. 84 m²)
				 3階	(	5. 17 m²)
	汚物処理3	至		6階	(	5. 17 m <sup>2</sup> )
	看護・介護職員室		設置階	4階	(	5. 17 m²)
			EVE IT	5階	(	5. 17 m <sup>2</sup> )
				7階	(	5. 17 m <sup>2</sup> )
	機能訓練室		設置階	 4階		32. 86 m <sup>2</sup> )
			灰色阳	5階	(	32. 86 m <sup>2</sup> )
			州の出田旃	設との兼用	無· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(食堂)
	健康・生物	<u>************************************</u>	設置階	— —	(	$m^2$ )
	エレベーター※5			ま(うちストレ	〜 チャー排	入可 1基)
	スプリンクラー			全館(各		
	<i>^</i>		)			
	居室のある	る区域の廊下幅	両手すり設置	置後の有効幅員	(1.8r	$m\sim1.8m$ )
	消火器		無・有			
	自動火災報知設備		無・有	-		
	火災通報調	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	無・有	-		
消防用設備等	スプリンク	クラー	無・有	4		
	防火管理和		無・有	4		
	防災計画	(水害・土砂災害		-		
	を含む)		無・有	J		
		表置等の種類及び	设置箇所			
Fr 6 17 18 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		ベット横)に会話		アコールを	:設置。	各居室
緊急通報装置等緊急連絡		黄)及び共用部分				
・安否確認 安否確認の方法			<b>,</b>	, .		—
		方は2時間に1回。	その他必	公要に応じ	適宜見回	回り。
同一敷地内の併設施設又	+				<u> </u>	
は事業所等の概要 ※6	_					
有料老人ホーム事業の提	入居者の着		 軍営する#	記へ住み	替えがつ	できる場合
携ホーム及び提携内容	がありまっ		_ II / J/M		H, C.	- C <i>y //</i> //
1044 100 DE1091 14	14 W) / A	/ 0				

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。
- ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
- ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。
- ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、 介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

#### 3 利用料 ※ 7

## (1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8		育	<b>前払い方式</b>	月払い方式	選択方式
入院等による不在町 用料金(月払い)の		1 2 3	減額なし 日割り計算で減額 不在期間が		)、日割り計算で減額
条件		消費	貴者物価指数及び)	、件費、物価の変動:	を勘案し、運営懇談会の意
利用料金の改定	手続き方法	見る	と聴いて同意を得力	と上で行う。	

#### (2) 前払い方式

費用の支払方法 ※9	入居日までに弊社指定の銀行口座へお振込み下さい
敷 金	無・有( 円、家賃相当額の か月分)
前払金 (介護費用の前払金を除 く)	法第29条第6項に規定される前払金 4,560,000 円 ~17,400,000 円
想定居住期間又は償却期 間	48ヶ月~120ヶ月
算定の基礎(内訳)	■特別プラン 月額単価(145,000円)の全額を前払金として受領 月額単価(145,000円)×想定居住期間(48ヶ月~120ヶ月)により算出 ■基本プラン 月額単価(145,000円)の一部(95,000円)を前払金として受領し、残額(50,000円)を月額利用料として受領 月額単価(95,000円)×想定居住期間(48ヶ月~120ヶ月)により算出 〔月額単価の説明〕 近傍同種家賃を参照し算出 〔想定居住期間の説明〕 当社既存施設を元に統計的に算定し、居住継続率が概ね50%になるところから算出

						エスペラ	ンサ川崎	
		【入居金償却期			(4.) y (8.)	-# >	- 1 - 4	24.14
		• 想定居住期間						
		金の非返還対象	会分とし、入	、居日の	翌日に償却で	するとともに	こ、残金を	·各月毎
		に均等に償却期	間月数で償	封。				
		・償却期間は想	定居住期間	]				
		<ul><li>返還金は本契</li></ul>	型約終了の翌	目から	起算して9	0 日以内に返		
		算定式						
			マ早仕期間な	- 恝ラア	却幼継続にん	<b>農シア車業</b> 妻	そが受領す	- ス 痴 )
		· 信却期間						
		- 順和期間	V/ 日	天水りがく、	リロかり頂ム	沙川川仙川川	よくり口を	<b>以</b>
	解約時の返還金							
	(算定方法等)	償却期間月数						
	7,		120ヶ月					
		70歳~79歳	96ヶ月					
		80歳~89歳	72ヶ月					
		90歳以上	48ヶ月					
		・入居日より3	月以内に退	去した	場合は前払金	金全額を返還	置します。	但し、
		この場合、一日	あたりの利	J用料、	及び原状回行	复費用 (必要	厚な場合)	を徴収
		します。						
		算定式						
		前払金の1日当	たりの利田	籽				
		1			数) ÷ 3 0	ı		
		無・有(想		., .			早日の羽	日に事
	い額の有無	業者は取得する		と思えい	、尹未石 パ又	は かるはてい	内口の立	□ (C <del> )</del>
	初期償却の開始日	入居日の翌日	<u> </u>					
介	護費用の前払金	70000000	(C + / 1 16)	W19 ) a	,			
//	<b></b> ₩ 英/11 * 7 11 11 14 亚	_	円 ~	_	円			
	算定の基礎 (内訳)	_						
	解約時の返還金(算							
	定方法等)	_						
	返還の対象とならな							
	い額の有無	無 • 有(	ŀ	円)				
	初期償却の開始日	_						
	DAYMENT - MAYETT	183,700円(う	ち消費税16	700円)				
月	額利用料	100, 100  1 ( )			5 ち消費税16	3 700円)		
	年齢に応じた金額設		225, 10	0011 ()	/ り付負が10	), 100[])		
		無・有						
	定							
	要介護状態に応じた	無·有						
	金額設定							
					内	訳		
		月額利用料	管理費	介護	食費	光熱	家賃	その他
	料金プラン			費用		水費	相当額	- 12
	<b>※</b> 10	① 183,700	85, 800		75, 900	22,000		
		うち消費税	うち消費税	0	うち消費税	うち消費税	0	0
		16, 700	7,800		6, 900	2,000		

エスペランサ川崎

	② 233,700	•		75, 900	22, 000	50, 000	
		うち消費税	0		, - ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	非課税	0
	16, 700			6, 900	2, 000		
	<u> </u>	/、②基本プラン					
	管理費	共用施設等	の維持管	管理費、事務	管理部門の人	、件費・事	務費
	介護費用	_					
	食費	1日2,530円 (内訳)朝 昼食935円 夕食880円 ※外泊・入	(うち <sup>注</sup> 食715円 (うち消 (うち消 <b>院等で</b> <i>り</i>	当費税230円) (うち消費和 費税85円) 費税80円) て食し、前々	<sup>230円)×30</sup> <sup>665円)</sup> 日までに届出 0円・昼食393	おあった	場合は
		返金させて			0口、宜及5%	うロ・ク良	40277
算定根拠 ※11	光熱水費	入居者等が 熱水費とし お支払いい する公共料	居室で仮 て既定の ただきす 金につい	b用する水道 )額を eす。電話料 いては、	、電気の使用 及びNHK受 程及び支払い	信料これ	らに類
	家賃相当額	近傍同種家は全額を前			お、プランに	こよって一	部また
	その他	, , , , ,	等以外の	入居者に対	自立者の別 する日常生活	—	ビス等
	〔要介護者・要	支援者〕					
額利用料に含まれな 実費負担等 ※12	介護保険の本人 〔自立・要介護 医療費、オムツ 、週2回以上の 時移送、週2回 定期健康診断、	者・要支援 、理美容、/ 清掃、被服 以上の買いな	小旅行実 クリーニ 物代行、	ング、市外 月2回以上	通院の介助、	市外への	入退院

#### 特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要介護 1	172, 380 円	17, 238 円
要介護 2	193,610 円	19, 361 円
要介護3	215,800 円	21,580 円
要介護 4	236, 380 円	23, 638 円
要介護 5	258, 570 円	25, 857 円

#### 各種加算の状況

11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
個別機能訓練加算	(無・有)		
夜間看護体制加算	(	無・有)	
医療機関連携加算	(	無・有)	
看取り介護加算	(	無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・	(I)	
	有)	( II )	
		(I) \( \tau \)	
サービス提供体制強化加算	(無・ 有)	(I) ¤	
リー ころ 定 供 仲 刑 強 化 加 昇		( II )	
		(Ⅲ)	
		Ι	
	(Amt.	II	
介護職員処遇改善加算	(無・ <b>有</b> )	Ш	
	[1]/	IV	
		V	
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	П	

介護保険に係る利用料 **※**13

(適用を受ける場合は 、市区町村から交付さ れる「介護保険負担割 合証」に記載された利 用者負担の割合に応じ た額)

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要支援 1	58, 210 円	5,821 円
要支援 2	99, 700 円	9,970円

#### 各種加算の状況

D 132/2013 - 17 / 17			
個別機能訓練加算	(	無・有)	
医療機関連携加算	(無・有)		
認知症専門ケア加算	(無・ 有)	(II)	
サービス提供体制強化加算	(無・ <b>有</b> )	(I) / (II) (III)	
介護職員処遇改善加算	(無・ <b>有</b> )	II III IV V	
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	П	

# (3) 月払い方式

費用の支払方法※9	契約締結日までに一括払い						
敷金	無・有(600,000円、家賃相当額の4.1か月分)						
月額利用料	328, 700円	(うち消費税1	.6, 700P	∃)			
年齢に応じた金額 設定	無・有						
要介護状態に応じ た金額設定	無・有						
00.000				内	訳		Ī
THE CONTRACT OF THE CONTRACT O	月額利用料	管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その 他
料金プラン	328, 700	85, 800	0	75, 900	22,000	145,000	0
<b>※</b> 10	うち消費税	うち消費税		うち消費税	うち消費税	非課税	
	16, 700	7, 800		6, 900	2,000		
	Fore will the	II FE 1/E 44	- /// [_L &		5	<i>t</i> .l +th -t->t-	++1
	管理費	共用施設等0	)維持省	理費、事務管	対理部門の人	件費・事務	費
	介護費用		0 <b>=</b> 00 H	1 ( > 1, 20) ±1 ()	// a a a E E E E E E E E E E E E E E E E	0 D -1+ //	
算定根拠	食費	1日当たり 2,530円(うち消費税230円)×30日で積算 1日2,530円(うち消費税230円) (内訳)朝食715円(うち消費税65円) 昼食935円(うち消費税85円) 夕食880円(うち消費税80円) ※外泊・入院等で欠食し、前々日までに届出があった場合は 、厨房維持管理費を除く朝食280円・昼食393円・夕食452円 を返金させて頂きます。					
<b>※</b> 11	大居者等が居室で使用する水道、電気の使用料について 熱水費として既定の額をお支払いいただきます。電話料 NHK受信料これらに類する公共料金については、これ 給する事業体の料金規程及び支払い方法によります。			す。電話料 ては、これ	及び		
	家賃相当額	当社における入居金プランと月払プランにおける退去率と一 官当額 定期間の空室発生のリスク等を踏まえ、長期にわたって安定 的な経営ができるように設定しております。 77,000円(うち消費税7,000円) 自立者の別途負担					
	その他						
	〔要介護者・	要支援者〕					
ない実費負担等	介護保険の本人負担分 〔自立・要介護者・要支援者共通〕 医療費、オムツ、理美容、小旅行実費、希望による清拭、週4回以上の洗						
<b>※</b> 12	濯、週2回以上の清掃、被服クリーニング、市外通院の介助、市外への入 退院時移送、週2回以上の買い物代行、月2回以上の役所手続き、年3回 以上の定期健康診断、行事食の通常食との差額						

# 特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額( 1割の場合)
要介護1	172, 380 円	17, 238 円
要介護 2	193,610 円	19, 361 円
要介護3	215,800 円	21,580 円
要介護4	236, 380 円	23, 638 円
要介護 5	258, 570 円	25, 857 円

#### 各種加算の状況

(無・有)			
(無・有)			
	(無・有)		
	(無・有)		
(無・	(I)		
有)	(II)		
	(I) イ		
(無・ 有)	(I) 口		
	( [[ )		
	(Ⅲ)		
	Ι		
/ Amt	П		
	Ш		
[1]/	IV		
	V		
(無・有)	П		
	有) (無・ <b>看</b> ) (無・ <b>有</b> )		

介護保険に係る利用 料

**※**13

(適用を受ける場合 は、市区町村から交 付される「介護保険 負担割合証」に記載 された利用者負担の介護予防特定施設入居者生活介護 割合に応じた額)

(1か月30日の例)

		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
区 分	月 額	利用者負担額( 1割の場合)
要支援1	58, 210 円	5,821 円
要支援2	99, 700 円	9,970円

#### 各種加算の状況

個別機能訓練加算	(無・有)		
医療機関連携加算	(無・ <u>有</u> )		
認知症専門ケア加算	(無・ 有)	(I)	
	行り	(I)	
	( Arre	(I) 7	
サービス提供体制強化加算	(無・	(1) 口	
) = 1 3CV(11 1033A) EXP	(有)	$( \Pi )$	
		(Ⅲ)	
		I	
	(無・ 有)	П	
介護職員処遇改善加算		Ш	
	[H]/	IV	
		V	
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	П	

#### (4) 共通事項

改定ルール(勘案する要素及	消費者物価指数及び人件費、物価の変動を勘案し、運営懇談		
び改定手続等)	会の意見を聴いて同意を得た上で行う。		
	保全措置の内容(不動産信用保証株式会社が行 う「前払金保証事業」に拠出し、保全を実施		
前払金の返還金の保全措置	無・ 有 ペ 保証金については保全措置の対象外とします		
	。) 無の場合の理由( )		
サービスの提供に伴う事故等	無・ 有 有の場合の保険名		
が発生した場合の損害賠償保	三井住友海上火災保険株式会社		
険等への加入	(総合賠償責任保険、団体総合生活補償保険)		
消費税の対象外とする利用料	前払金、家賃相当額		
等	なお、それ以外の費用は消費税等を含んだ金額です。		
短期利用の設定(短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある)	無 ・ 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照		

- ※7 消費税を含む総額表示とすること。
- ※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サ

ビス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を含めて記入する。

#### 4 サービスの内容

#### (1) 全体の方針

運営に関する方針	介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿い、 同時に利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場 に立ち、必要とされるサービス提供に努めます。
サービスの提供内容に関する特色	機能維持のための訓練に注力し、自立支援に向けた取組みを行なっています。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし

健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし

#### (2) 介護サービスの内容

(2) 介護サービスの内容			
月額利用料(介護費用、光熱	管理費 共用施設の管理、補修、フロントにおける各種取次をサービス、入退院時の手続き介助、生活相談		
水費、家賃相当額を除く)に 含まれるサービスの内容・頻	食 費	1日3食(定食方式)、おや 食堂内配膳(必要時居室配膳	
度等	その他	_	
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による		る
月額利用料に含まれない実費 負担の必要なサービスとその 利用料			
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14	委託先:イフスコヘルスケア株式会社 委託内容:厨房業務全般		
苦情解決の体制(相談窓口、 責任者、連絡先、第三者機関 の連絡先等) ※15	本行のおります。本代のおります。本代のおります。本代のおります。本代のおります。本代のおります。本代のおります。本代のおります。本代のおります。本代のよります。本代のよります。本代のよります。本代のよります。本代のよります。本代のよります。本代のよります。本代のような、またな、本代のような、そのような、そのよりな、そのような、そのよりな、そのよりはな、そのよりはな、そのよりはないな、そのよりはな、そのよりはな、そのよりはないな、そのよりはなな、そのよりはないないなな、そのよりはないなな、そのよりはないないないなな、その	ム長)       加藤 信彦         ロ (担当責任者)         部長       北村 謙一         決細則」に従い担当者に もに経過を記録に残しま 設及び本社での解決が難 や行政に相談することが	す。 しい場合は、次の第
事故発生時の対応 (医療機関 等との連携、家族等への連絡 方法・説明等)	の24時 医療機関	マニュアルに基づいて、応 間電話窓口への連絡若しく への搬入を行うとともに、 います。また、事故につい	は119番通報による ホーム長から家族への

	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
	策を講じます。
事故発生の防止のための指針	無・有
損害賠償(対応方針及び損害 保険契約の概要等)	介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し、入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合には、速やかに誠実に対応します。但し、地震、戦争、暴動等の天災、人災、あるいは入居者の故意、重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。 (引受会社) 三井住友海上火災保険株式会社・損害保険(死亡・後遺障害、入院・通院保険)(引受会社) 三井住友海上火災保険株式会社・総合賠償責任(業務上の事故に伴う賠償責任)
公益社団法人全国有料老人ホ	協会への加入無・有
ーム協会及び同協会の入居者 基金制度への加入状況	入居者基金への加入 無・ 有

- ※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。
- ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

### 5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に 介護を行う場所		入居されている介護居室において介護します。
入	居室から一時介護室	
を居	へ移る場合(判断基準	
住後	・手続、追加費用の要	_
みに	否、居室利用権の取	
替居	扱い等)	

える場合室又は施設

介護居室等から他の介護居室への住み替え

1. 事業者からの申出による住み替えの場合

事業者は、入居者に対してより適切な介護を提供するために必要 と判断する場合には、本契約に基づくサービスの提供の場所を目 的施設内において変更する場合があります。この場合、事業者は 居室の住み替え等により、入居者の権利や利用料金等に関し本契 約に重大な変更が生じる場合は、次の各号の手続きを行います。

- ①事業者の指定する医師の意見を聴く
- ②入居者の意思を確認する
- ③入居者の身元引受人の意見を聴く
- ④緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける
- ⑤住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変動、占有面積の 変更に伴う費用負担の増減等について入居者及び身元引受人に説 明を行う。
- ⑥入居者の同意を得る。

居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。

この場合、居室の清掃費及び原状回復費はございません。

前払金の精算については、現居室の償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後居室の償却残額に合わせるものとします。現居室の償却残額より、住み替え後居室の償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。ただし、現居室の償却残額より、住み替え後居室の償却残額のほうが多い場合は、その差額は頂きません。

従前の居室から別の 居室へ住み替える場 合(同上)

#### 2. 入居者からの申出による住み替えの場合

事業者は、入居者から目的施設内におけるサービス提供の場所の 変更の申出があった場合、その申出が施設運営上、支障が出る場 合を除き、入居者の申出を認め、サービス提供場所の変更を行う 場合があります。なお、入居者からの申出は指定の書式にて行う ものとします。

居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。 また、居室の変更による契約プランの変更は致しません。この場合、入居者は居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりません。

前払金の精算については、現居室の前払金償却残額を、同じ期間 入居した場合の住み替え後居室の前払金償却残額に合わせるもの とします。現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払 金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。 また、現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償 却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額としてお支払い 頂きます。 事業者は、入居者から事業者が運営する他の施設へのサービス提供の場所の変更の申出があった場合、その申出が施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者の申出を認め、事業者が運営する他の施設へのサービス提供場所の変更を行う場合があります。なお、入居者からの申出は指定の書式にて行うものとします。

変更にあたっては、目的施設における全ての契約を解約し、変更を希望される施設で新たな契約を締結して頂く事で、居室の利用権は現施設における居室から、新しい施設における居室に変更となります。

提携ホームへ住み替 える場合(同上) この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりません。前払金の精算については、現施設における居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後施設における居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現施設における居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。また、現施設における居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額としてお支払い頂きます。償却年数については、住み替え後施設における居室の償却年数に合わせるものとし、住み替え後施設における居室の償却年数から、現施設における居室での居住年数(契約締結時年齢)を差し引いた年数を、住み替え後施設における居室の償却年数とします。ただし、この申出が、申出時に先に定める償却期間を超えている場合、住み替え変更の申出はお受けできません。

#### 6 医療

D		
	名称	医療法人社団檜会 川崎中原クリニック
	診療科目	内科、循環器科、ヒフ科
	所在地	川崎市中原区西加瀬17-8 エクセレントビュー元住吉1階
	距離及び所要時間	約16km 車で30分
協力医療機関(又は嘱託 医)の概要及び協力内容	協力内容	入居者の受診、治療、定期健康診断、 健康相談指導 等
	名称	医療法人社団黎明会 おおもり訪問クリニック
	診療科目	内科
	所在地	東京都大田区山王3-27-6 大森ラルタビル4階
	距離及び所要時間	約8km 車で30分
	協力内容	入居者の受診、治療、定期健康診断、 健康相談指導 等

	エス・プンリ川中
名 称	医療法人社団招福会 川崎七福診療所
診療科目	内科 循環器科
所在地	神奈川県川崎市川崎区小田1-1-2 ソルスティス京町ビル 4F
距離及び所要時間	約2.3km 車で8分
協力内容	入居者の受診、治療、定期健康診断、 健康相談指導 等
名 称	医療法人社団葵会 AOI 国際病院
診療科目	内科 外科
所在地	神奈川県川崎市川崎区田町 2-9-1
距離及び所要時間	約4.4km 車で14分
協力内容	医療提供
名 称	医療法人社団藤栄会 日航ビル歯科室
診療科目	歯科・小児歯科・歯科口腔外科 審美歯科・訪問歯科
所在地	川崎市川崎区日新町1 日航ビル6階
距離及び所要時間	約1.2km 徒歩20分
協力内容	診療・専門的口腔ケア・口腔リハビリ 歯科衛生指導
〔通院〕	
協力医療機関への	通院同行は月額使用料に含みます。
(自立者の通院介.	助は実費負担)
	として入居者及びご家族とお話し合いい
	機関又は希望する病院に入院となります
0	
<ul><li>・入院期間中は管理</li></ul>	費、光熱水費、家賃相当額をお支払いく
ださい。	
. ,	入居者の負担となります。
	入退院の移送・同行に係る費用は前払金 ヘスナナ
	言みます。 権は存続し、施設の都合で居室を使用す
	惟は仔祝し、肔故の郁台で店室を使用り 。また週1回の清掃を行います。
	診療在地 野禰及 が 日 下 で で で で で で で で で で で で で で で で で で

# 7 入居状況等

(令和2年7月1日現在)

入居者数及び定員	40 人(定員 40 人)				
入居者の状況	男 性 9人、女 性 31人				
	自 立 0人				

					エハ・	トフンザ川崎
	要介護	35 人		(内訳)	要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5	5人 9人 11人 7人 3人
	要支援	5 人		(内訳)	要支援 1 要支援 2	3 人 2 人
平均年齢	88.2 歳	. (男性	83. 2 歳	· · · · · · · · · · · · · ·	89.6歳)	
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役 職員を除く参加者数、主 な議題等)	・年2回実施 ・過去1年間の 開催日 平成28年 7月24日	参加 人数 13	主な議 ・施設 ・本社 ・運営 ・行事	題及び主た 長交代の抗 移転・資2 状況の報告 報告 体制の強(	矣拶 <b>本金増資</b> 告	
	平成 29 年 1 月 22 日	10	<ul><li>行事</li><li>感染</li></ul>	報告 症対策・5	つ謝罪・対策 定期健診のお知 皆変更の挨拶等	

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

# 8 職員体制

#### (1)職種別の職員数等

(令和2年7月1日現在)

(1)	職種別の職員数等					(力)	2年7月1日現在)
				常勤換算	後の	夜間勤務職員数	備考
		職員数	女	人数	うち自立対応	(17時~翌9時) (最少人数)	(資格・委託等)
	管理者	1 (	0)				生活相談員を兼務
	生活相談員	4※(	0)				介護職兼務
	直接処遇職員	18 (	2)	17. 7	0		
	介護職員	18 (	4)	15. 7	0	2	
従	看護職員	2 (	0)	2.0	0		
業	機能訓練指導員	1 (	1)				
者	理学療法士	1 (	1)				
の	作業療法士	0 (	0)				
内	その他	0 (	0)				
訳	計画作成担当者	1 (	0)	] /			
	医師	0 (	0)				
	栄養士	0 (	0)				厨房会社委託
	調理員	0 (	0)				厨房会社委託
	事務職員	1 (	0)	/			

その他職員	4 (	4)
合 計	31 (	9)

- 注1) 職員数欄の( )内は、非常勤職員数で内数。
- 注2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者 に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、 常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
- 注3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に ※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
- 注4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画 作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

#### (2) 職員の状況

(石) 蝦夷	(2) 職員の状況										
他の職務との兼務							$1  \tilde{a}$	あり	2 な	L	
管理者				1 b	1 あり						
目   	(理有	兼務に 資料			資格等	の名称					
				2 %	:L						
		看護	職員	介護	職員	生活木	目談員		訓練		作成 当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	1年間の 用者数	1	0	6	1	1	0	0	0	1	0
	前年度1年間の 退職者数		0	0	5	0	0	0	0	0	0
数業	1年未満	2	0	6	1	1	0	0	0	1	0
数に応じた職員の人業務に従事した経験	1 年以上 3 年未満	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0
を事した	3 年以上 5 年未満	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
貝たの経り	5 年以上 10 年未満	0	0	3	0	1	0	0	1	0	0
数年	10 年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
 従	従業者の健康診断の実施状況				1 b	りり	2 7	なし			

#### ○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数	7. 0	6. 0	5. 0
要介護者の人数	25. 0	28. 0	35. 0
指定基準上の直接処遇職員の	10.8	11. 9	19 17
人数 ※16			12. 17

配置している直接処遇職員の 人数 ※17	15	12. 5	16. 6
要支援者・要介護者の合計数 人に対する配置直接処遇職員 の人数の割合	1.8:1	2.4:1	2. 2:1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時	間 40時間で除して第	出
従業者の勤務体制の概要	日勤 遅番 1	$8:00\sim17:0$ $9:00\sim18:0$ $0:30\sim19:3$ $7:00\sim9:3$	0 0
灰未日 ジ 動物	看護職員 日勤	9:00~18:0	0

- ※16 常勤換算後の人数。
- ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

#### ○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人 (0人)	介護職員実務者研修修了者	人( 人
介護福祉士	8人 (人)	介護職員初任者研修修了者	8人 (人)
介護支援専門員	0人(人)	資格なし	0人(人

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を( ) に外数で記入する。
- 注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

#### 9 入居・退居等

入居者の条件(年齢、心 身の状況(自立・要支援・ 要介護)等)	概ね65歳以上で自立の方。 要支援及び要介護の方
身元引受人等の条件及び 義務等	身元引受人を1名定めていただきます。身元引受人は、本契約に基づく入居者の債務について、入居者と連帯して履行の責を負います。また、必要なときには、入居者の身柄を引き取ります。
生活保護受給者の受入れ対応	否・可
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等※19	<ul> <li>〔事業者の契約解除事由〕</li> <li>1.事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。</li> <li>(1)入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき</li> <li>(2)月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき</li> </ul>

- (3) 入居契約書第3条(目的施設の終身利用契約)第4項の規 定に違反したとき
- (4) 入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に 違反したとき
- (5) 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
- 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。
- (1) 契約解除の通告について、90日の予告期間をおく
- (2) 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機 会を設ける
- (3) 解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する
- 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第1号及び第2号に掲げる手続きを行います。
  - (1) 医師の意見を聴く
  - (2) 一定の観察期間を置く
- 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができます。
- (1) 入居契約書第45条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき
- (2) 入居契約締結後に反社会的勢力に該当したとき
- (3) 入居契約第20条(禁止又は制限される行為 )第1項第6号から第8号までの各号に掲げる行為を行ったとき

#### 〔入居者からの契約解除〕

- 1. 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。
- 2. 入居者が、前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合は、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって本契約は解約されたものと推定します。
- 3. 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当した場合には、前2項の規定に関わらず、催告することなく、本契約を解約することができます。
- (1) 第45条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反 する事実が判明したとき
- (2) 本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

〔前払金の返還〕について

			エハ・ノンリ川峒			
		「3.利用料 解網	的時の返還金」の通り計算し、契約終了日の翌			
		日から起算して9	0日以内に返還します。			
		自宅等	1人			
		社会福祉施設	人			
	退去先別の人数	医療機関	1人			
24		死亡者	4人			
退年年		その他	<u>۸</u>			
古者度	古 度 者 と	施設側の申し出	0人			
のお			(解約事由の例)			
祝け	退去者の状況 は去者の状況					
<i>√</i>	生前解約の状況		2人			
		入居者側の申し出	(解約事由の例)			
			医療依存度が高くなった為			
	<u>I</u>	· 体験入居(最長7	7泊8日、3食付)			
体験入居の期間及び費用		1 泊13,200円 (うち消費税1,200円)				
			最長30泊31日、3食付)			
負担等		1 泊16,200円(うつ	ち消費税1,500円)			
		介護保険は適用外	となります。			

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、<u>前払金</u>の返還時期等を正確 に記入。

#### 10 情報開示

	重要事項説明書の公開	1 公 開 ( 閲覧 · 写し交付 ) 2 非公開	
入居希	入居契約書の公開	1 公 開 ( 閲覧 ・ 写し交付 ) 2 非公開	
望者等への情	管理規程の公開	1 公 開 ( 閲覧 ・ 写し交付 ) 2 非公開	
報開示	財務諸表の公開	1 公 開 ( 閲覧 · 写し交付 ) 2 非公開	
<b>※</b> 20	事業収支計画の公開	1 公 開 ( 閲覧 · 写し交付 ) 2 非公開	

※20 指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも 閲覧であることに留意すること。

添付書類:別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ)

別添3「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署 名

# 介護サービス等の一覧表

別添1

エスペランサ川福

特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定 ( 有 🔾 無 )

1								特化施設人店包	エルル環	(が護予防を含む)の指定 (有人	\ \ \ \ \ \ \
本語						ight.	支援1~		iali	~	
	提供サービスの別	_	利用料金に含まれる サービス	その都度徴収す	ー ドメ	介護予防特定施設入居者生活介護により提供される オ介護により提供される サービス、又は、利用料金 に含まれるサービス		ービス	特定施設入居者生活介護に より提供されるサービス、 又は、利用料金に含まれる サービス	その都度徴収す	ן ת
	サービスの提供内容も	亲		(回数	靈	提供方法(回数等)					
(金板) (100円 2.8.0.3.3.0.2.2.0.3.3.0.2.2.0.3.3.0.2.2.0.3.3.0.2.2.0.3.3.0.2.2.0.3.0.2.0.3.0.3	1. 介護サービス										
#R 全 は 2 年 2 年 2 年 2 年 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日	~ 盐	# (#	_			2時間ごと及び適宜			2時間ごと及び適宜		
	~ 盐	# ₩ ₩	_			2時間ごと及び適宜			2時間ごと及び適宜		
##の都定金面介助   実験   上100円   大帝での総定を面介助   実験   上100円   大帝に以外希望により   上100円   大帝と以外希望により   上100円   大帝と以外の場合   上100円   大帝の総のなりか   上100円	②食事介助	# (#)		1回につき	1,100円	一部または全面介助			一部または全面介助		
(	③ 排 子 手 子 手 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	4				主令指一世 解 O 非 击			事 中 東 の 財 の 市		
ART   AR	- また。 - なた。 - なた。 - なた。	•				学作の知文 HPJ 別事合用では終しては、			が でん と と と と と と と と と と と と と と と と と と		
A	・ おむご 次 家	• (			Ħ	発表に液価し四水時に補脱		# 1	趣味生用27岁		#
1,100円   Aがでの場合を受いが移向により   1,100円   Aがでの場合を受いが移向   1,100円   Aがでの場合を受いが移向   1,100円   Aで必要に応じる場合   1,100円   245つ交換時   245つの円   245つの円   245つの円   245つの円   250円   250円	<ul><li>おむつ代</li><li>個入浴等</li></ul>	<sup>♯</sup>			米質			米道			美漢
	・消状	∰ ∰		1回につき	1,100円	入浴不可の場合及び入浴日 以外で必要に応じ実施	左記以外希望により1回につき	1,100円		左記以外希望により 1回につき	1,100円
240   24	· 一般裕介助	₩ ( <del>-</del>				週2回入浴時見守りましくは一部介明			週2回入浴時一部または全面 介助		
64.7     (本記 A PA D D D D D D D D D D D D D D D D D	·特裕介助	# ( <del> </del>				201			71.77		
2000   2000	5身辺介助	(							毎日3日378階略の		
本部	· 体位交換	# •				必要に応じ適宜対応			prodのを おむし交換時		
100円	・居室からの移動	∰ (Ð				杖、または歩行器で移動を介 助			車椅子での移動を介助		
2 年	・衣類の着脱	₩ ₩				朝·夜 · <sup>部介助</sup>			•		
実施         サービス計画に基づいて 実施         サービス計画に基づいて 実施         1,100円         協力医療機関         1,100円         1,100円         1,100円         1,100円         1,100円         1,100円         1,100円         実験         大学         大	・身だしなみ介助	∰ <b>⊕</b>									
1時間につき   1,100円 協力医療機関   1時間につき   1,100円 を記以外30分につき   220円 週3回 在記以外1回につき   220円 週3回 在記以外1回につき   220円 度次ぎ 必要に応じ随時	⑥機能訓練	∰ (⊕				サービス計画に基づいて実施			に基づいて		
	⑦通院の介助	∰ (⊕		1時間にしき	1,100円	協力医療機関	1時間にしき	1,100円	協力医療機関	1時間につき	1,100円
左記以外30分につき         660円         週1回         左記以外30分につき         660円           左記以外1回につき         220円         題3回         左記以外1回につき         220円           東費         必要に応じ随時         集費         未費           左記以外1時間につき         1,100円         月1回指定目         左記以外1時間につき         1,100円           左記以外1時間につき         1,100円         月1回指定目         左記以外1時間につき         1,100円           体記以外 時間につき         2要に応じ随時         本額         本額           が開まます         2を同じたに随時         本部以外1時間につき         本額           本数しは間につき         本数         本数         本数           本数にはまま         本数         本数           本数         本数         本数	⑧緊急時対応										
左記以外30分につき         660円         週1回         左記以外1回につき         220円         第3回         左記以外1回につき         220円         実費         必要に応じ随時         実費         必要に応じ随時         実費         必要に応じ随時         実費         本記以外1時間につき         1,100円         月1回指定日         左記以外1時間につき         1,100円         第3回         本部以外1時間につき         1,100円         本部以外1時間につき         未費           存配以外同行、付き添いが         未費         必要に応じ随時         在記以外同行、付き添いが         未費         本額に応じ随時         本額につき         本額           かり1時間につき         本約のとかしめ         本額に向け、付添         本部の外間         本費           本約のとかしめ         本額にはします         本費         本費           本額とかします         本額とせします         通常費	・ナースコード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	# •				24時間対応			24時間対応		
左記以外30分につき         660円         週1回         左記以外30分につき         550円           本記以外1回につき         220円         週3回         左記以外1回につき         220円           東費         必要に応じ随時         集費         大記以外1時間につき         1,100円           左記以外1時間につき         1,100円         月1回指定日         左記以外1時間につき         1,100円           左記以外         素費         年2回         左記以外1時間につき         1,100円           体配以外間行、付き添いが         素費         必要に応じ随時         素費           かり1時間につき         本数のとせします         本数のとかじめ           本数しさします         本数のとせします         通常食との差額	2. 土活サーに人										
本配以外1回につき         220円         週3回         本配以外1回につき         220円           東費         必要に応じ随時         集費         条章         集費           本配以外1時間につき         1,100円         月1回指定日         在配以外1時間につき         1,100円           本配以外1時間につき         1,100円         月1回指定日         在配以外1時間につき         1,100円           本配以外同行、付き添い小         東費         必要に応じ随時         素費           体部 体制につき         本数         協力医療機関へは同行、付添 左配以外同行、付き添い小         1,100円           本類         本数         本数           本類とせします         本額         本費           本類とせします         本額           本額とせします         本額           本額とかじめ         本額           本額とせします         通常食との差額	・清掃(日常清掃)	# (#)		左記以外30分につき	出099	週1回	左記以外30分につき	田099		左記以外30分につき	日099
本報         必要に応じ随時         実費         必要に応じ随時         実費           左記以外 1時間につき 1,100円         月1回指定日         左記以外 1時間につき 1,100円           左記以外 1時間につき 1,100円         第次費は実費         年2回         左記以外 1時間につき 1,100円           イ添 左記以外 1時間につき 1,100円         必要に応じ随時         実費         施療費は実費           イ添 左記以外同行、付き添い小 1,100円         が力が適宜が応 (付添 左記以外同行、付き添い小 1,100円         実費         実費           あらかじめ おりは間につき お知らせします 通常食との差額 お知らせします 通常食との差額 お知らせします 通常食         本費         本費	<ul><li>・洗濯(私物・シーツ)</li><li>・粧脂クニーニング</li></ul>	# # •		左記以外1回につき	220円	園3回 出める おり	左記以外1回につき	220円	園3回 田谷水	左記以外1回につき	220円
本能以外 1時間につき     1,100円     週1回指定日     在配以外 1時間につき     1,100円       在記以外 1時間につき     1,100円     月1回指定日     在記以外 1時間につき     1,100円       在記以外 1時間につき     2.要に応じ随時     2.要に応じ随時     2.要に応じ随時     2.要に応じ随時     2.要に応じ随時     2.要に応じ随時       付添 在記以外同行、付き添い小 1,100円     2.要に応じ随時     2.要に応じ随時     2.要       あらかじめ     2.3要     2.2を     2.2を     2.2を     2.2を       お知らせします     通常食との差額     お知らせします     3.需     3.需	②居室配縢・下騰	# •			-	必要に応じ随時		XX	必要に応じ随時		X
左記以外1時間につき         1.100円         到1回指定日         左記以外1時間につき         1.100円           左記以外1時間につき         1.100円         月1回指定日         左記以外1時間につき         実費         2要に応じ園時         実費           付添 左記以外同行         大野         600円         600円         200円	③理美容 ② (1) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	# ( <del>•</del> )			実費			実費			実費
左記以外 1時間につき         1,100円         月1回指定日         左記以外 1時間につき         実費         年2回         左記以外         実費           位置につき         2要に応じ園時         2要に応じ園時         事業費           付添 左記以外同行         4を添いか         3を要         2を要に応じ園時         事業費           付添 左記以外同行         4を添いか         1,100円         予助適宜対応         事業費           あらかじめ         本知らせします         通常をとの差額         本知らせします         通常費	<ul><li>● 1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>2</li><li>3</li><li>4</li><li>5</li><li>6</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li></ul>	₩ ₩		左記以外1時間につき	1,100円	置1回指护田	左記以外1時間につき	1,100円		左記以外1時間につき	1,100円
左記以外         実費         年2回         左駆に応じ随時         実費         経験表現         実験         必要に応じ随時         影繁報         影響報         影響報         影響報         事業報         本額         面常         本額         本額         本額         本額	·役所手続	# ( <del>)</del>		左記以外1時間につき	1,100円	月 1 回指定日	左記以外1時間につき	1,100円		左記以外1時間につき	1,100円
本品のイト         本質         インの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	3. 健康管理サービス・毎年参照	#	田の田	在部門級	中華	田台井	在部門級	推	年9日	在部門故	中華
総要は実費         必要に応じ随時         診療費は         参展費           付添 た配以外同行、付き添い介 1,100円         施力医療機関へは同行、付添 た配以外同行、付き添い介 1,100円         実費         本的のこと         実費           あらかじめ         本質とします         通常食との差額         本質のいじめ         本部のとします         通常食との差額	・健康相談	# # #	1 選	T HOW I	K K	- 世	T HOW Y I	K	世 思		K K
実費   接換   協力医療機関へは同行、付添 在配以外同行、付き添いか   1,100円   切 1時間につき   取 1時間につき   東費   ま物 5 か じめ   本的 5 せ します   通常食との差額   お知らせします 通常食との差額   お知らせします 通常食	<ul><li>生活指導</li><li>・医師の注診</li></ul>	# # •••••••••••••••••••••••••••••••••••	必要に応		※春華17年春	要に応		診療費は重費	要に応		診療費は定費
本語以外同行、付き添いか     本語以外同行、付き添いか       即 1時間につき     第 5 5 か に め       ま費     本 5 5 か に め       あらかにめ     通常食との差額         本 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	١,	الاً ا									
1,100円				左部以处同经 标李		什派	た野以外間行 付き添い合		什派		
実費     実費     実費       お知らせします     通常食との差額     お知らせします     通常食	・移送サービス	<b>₩</b>		在記数74円11、13 さ 介助1時間につき		13 88%	在記数7kl向11、13 c f6v 7J 助 1 時間につき		19 88%		
あらかじめ 通常食との遊纜 あらかじめ お知らせします 通常食	5. その街サービス・フクコエーション	÷			市			中			1000
お知らせします 埋吊攻との左傾 お知らせします 埋吊攻	1	) (		あらかじめ	K i		あらかじめ	X X X X X X X X X X X X X X X X X X X		あらかじめ	X iii iii ii
	<ul><li>(1) 中区</li></ul>	# •		お知らせします	<b>旭</b>   版   と の 差 額		お知らせします	埋吊頂との差額		お知らせします	<b>週電質との差額</b>
	The Country of the Co	<			The state of the s						

注1)自立・要支援1~2・要介護1~5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。 注2) 指供サービスの別」の「利用幹金」とは、前な金おより指動用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。 注3) キービスごとに提供方法(回数等)及び金額(費用負4等)を明示すること。 注4)上記のサービス項目以外に、サービス機能の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。 注5)「その他サービス項目以外に、サービスを必要に応じて記入すること。